学生意見箱 運用方針

令和５年12月５日
運 営 会 議 決 定

第１　目的

本校における教育、研究及び学生生活に関する事項について、学生の意見や要望等を反映させるため、本校に学生意見箱を設置する。

第２　設置場所

学生意見箱の設置場所は、学生玄関ホールとする。

第３　投函方法

学生意見箱への投書は、学年、学科及び氏名を明記のうえ、所定の様式を使用し投函するものとする。

第４　禁止行為

学生は、投書を行うにあたり、以下に掲げる事項に該当する内容を投書してはならない。以下に掲げる事項に該当し、又はおそれのある投書に対しては回答を行わない。

（１）公序良俗、法律及び法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの。
（２）特定の個人・団体等を誹謗、中傷、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの。
（３）政治的活動、選挙運動又は宗教的活動とみなされるもの。
（４）営利目的又はこれに類似する内容を目的とするもの。
（５）本校又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの。
（６）虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの。
（７）第三者になりすまして投函をしたもの。
（８）わいせつな表現などを含む不適切なもの。
（９）その他本校が不適切と判断した内容を含むもの。

第５　投書への対応

（１）学生意見箱の投書は、学生課が開封する。
（２）投書の内容により、主事、関連委員会又は企画会議、担当課等で協議の上、回答する。
（３）回答にあたっては、投書者の氏名等、個人を特定しうる部分を削除した上で、掲示板等で公開する。
（４）「第３」に該当しない場合及び「第４」に定める場合を含み、投書された内容すべてに回答すること、及び希望に添うことを保証するものではない。

第６　個人情報の取扱い

学生意見箱で取得した個人情報については、「函館工業高等専門学校の保有する個人情報の管理等に関する規程」に基づき適切に取り扱うこととする。